

北区ポッチャ用品貸出通知書

令和 年 月 日

様

北区保健福祉センター所長

☐ 年 月 日付けで貸出申込のありましたポッチャ用品について
次のとおり、条件（「注意事項」を含む）を付して貸し出すことを通知します。

使用目的：									
使用場所：									
貸出数：									
使用期間：		年	月	日	～	年	月	日	

☐ 年 月 日付けで貸出申込のありましたポッチャ用品について
次の理由により貸出を行うことが出来ないことを通知します。
（理由）

《注意事項》

- (1) 貸出承認された目的にのみ使用すること
- (2) 譲渡または、転貸しないこと。
- (3) 使用の際に発生する運搬等の費用は、貸出を受ける団体が負担すること
- (4) ポッチャ用品の貸出しを受ける団体等は貸出日（上記「使用期間」の始期）当日の執務時間内に来庁しポッチャ用品を受領すること。
- (5) 使用にあたっては、汚損・破損・紛失防止のため、取り扱いには充分注意し、修繕、弁償が必要になった場合には速やかに担当者に連絡、協議のうえ、貸出を受けた市民団体等の責任と費用負担により原状回復すること。
- (6) 使用にかかるケガや事故、その他ポッチャ用品の貸出に関して発生した損害について、北区保健福祉センターは一切の責任を負わない。
- (7) 使用期間中であってもポッチャ用品の返却を求められた場合または、貸出しが取り消された場合は、速やかに返却すること。